髙和果公報

発
行

高
知
力
県

高
知
力
力
円
と

一
丁
目
2
2
日

年
個
2
回
(
少
収
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日<

目 次

告 示 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による医療機関の指 (福祉指導課) ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による指定医療機関 の事業の廃止の届出 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による介護機関の指 (") ○告示(漁業災害補償法による区域及び 区分の定め)の一部改正 (水産政策課) ○道路の区域変更 (3件) (道 路 課) ○道路の供用開始(3件) (") ○建築基準法による道の指定 (建築指導課) 3 ◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港 の港湾区域及び臨港地区内における港 湾施設に係る使用料の徴収事務の委託(港湾・海岸 正 誤 ◎正誤(平19・4・13付け 目次ほか)

高知県告示第274号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活 保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成23年5月13日

高知県知事 尾﨑 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日 香美市立物部歯 香美市物部町大栃878番地3 平23・1・12

科診療所

み薬局

高知県告示第275号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた 生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止 について次のとおり届出があった。

平成23年5月13日

高知県知事 尾﨑 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日 香美市立物部歯 香美市物部町大栃1115-2 平23・1・11 科診療所

楠井歯科診療所 土佐清水市本町10-6 "3・31

高知県告示第276号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成23年5月13日

高知県知事 尾﨑 正直

指定年月日	事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地 並びにサービスの種類
平成23年 3 月23日	株式会社四国調剤 高知市栄田町三丁目 7番2号	四国調剤薬局南国店 南国市大埇甲1210-3 居宅療養管理指導
"	n	四国調剤薬局くれだ店 南国市久礼田101-13 介護予防居宅療養管理指 導

_ ا

高知県告示第277号

昭和49年10月高知県告示第523号(漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部を次のよ うに改正する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 小型漁船漁業の表中

「高知県伊尾木 高知県漁業協同組合の地区のう 1 主として機船船びき網を使用して営む漁 川北 " ち旧伊尾木川北漁業協同組合の業 地区

2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以 外のもの

「高知県伊尾木 高知県漁業協同組合の地区のう 1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁 川北〃

- ち旧伊尾木川北漁業協同組合の 業であって主として機船船びき網を使用し て営む漁業
 - 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁 業であって1に掲げるもの以外のもの 」

に改める。

高知県告示第278号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月13日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名西土佐松野
- 3 道路の区域

区間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐薮ケ 市字ヲモヤダ57番1 から	前	4. 2	30
四万十市西土佐薮ケ 市字ヲモヤダ56番1 まで	後	4. 3	30
四万十市西土佐須﨑 字ショヲジダ996番 から	前	4. 6	140
四万十市西土佐須崎 字クボヤシキ398番 1まで	後	8. 2	140
四万十市西土佐須﨑 字クボヤシキ403番 1から	前	3. 3	116
四万十市西土佐須崎 字クボヤシキ403番 6まで	後	6. 5	116

高知県告示第279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月13日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年5月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名本川大杉
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村 オオトウ272		前	11. 0	385
土佐郡大川村 土居268番 2		後	13. 5	385

高知県告示第280号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年5月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大川土佐
- 3 道路の区域

X	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川 川字堂ノナ		前	8. 0	115
土佐郡大川 川字堂ノニ 2まで		後	10. 0	115

高知県告示第281号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年5月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾﨑 正直

1 道路の種類 県道

- 2 路線名西土佐松野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐藪ケ市字ヲ モヤダ57番1から 四万十市西土佐藪ケ市字ヲ モヤダ56番1まで	30	平成23年 5 月13 日
四万十市西土佐須﨑字ショ ヲジダ996番から 四万十市西土佐須﨑字クボ ヤシキ398番1まで	152	平成23年 5 月13 日
四万十市西土佐須﨑字クボヤシキ403番1から 四万十市西土佐須﨑字クボヤシキ403番6まで	116	平成23年 5 月13 日

高知県告示第282号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年5月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年5月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名本川大杉
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡大川村高野字オオトウ272番6から 土佐郡大川村高野字土居268番2まで	385	平成23年 5 月13 日

高知県告示第283号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年5月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大川土佐
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡大川村下小南川字堂 ノナロ88番1から 土佐郡大川村下小南川字堂 ノナロ280番2まで	115	平成23年 5 月13 日

高知県告示第284号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の 規定により指定する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 土佐清水市三崎クボノダン1447番 2 地先から1443番地先に至 る延長57メートルの道
- 2 土佐清水市大浜ナリトヲ289番 1 地先からエミトヲ309番 2 地 先に至る延長102メートルの道

高知県告示第285号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務(調定事務を除く。)を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾﨑 正直

港湾名	港湾施設名	委訓	毛者	委託期間
伦停泊	伦停肥政治	所在地	名称	安託朔间
高知港	係留施舶並第二本 高知頭三港 高知頭三港 の で 設 及 改 設 及 改 設 設 設 設 設 と さ の に 設 る の に り る り る り る り る り る り る り る り る り る ら る ら	高知市仁井 田 字 新 港 4700番地	高知ファズ株式会社	平成23年4 月1日から 平成24年3 月31日まで

က

	<.)			
須崎港	係留施設及 び野積場	須崎市港町 81番 3	社団法人須 崎埠頭協会	II
下田港	係留施設及 び野積場	四万十市下 田1910番地 15		"
宿毛湾港	宿毛湾港片 島地区の係 留施設及び 野積場	宿毛市片島 1番77号	片島地区長 有田 登	II
	宿毛湾港大 島地区の係 留施設及び 野積場	宿毛市大島 6番24号	大島地区長 福岡 信義	11
	宿毛湾港小 筑紫地区の 係留施設及 び野積場			n .
	び野積場			

10

正誤

誤 種類 ページ 公報日付 公報番号 正 (行) ◎道路法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立 ○道路法による兼用工作物の管理方法 平19・4・13 | 8934 〇目 1 左 (34)道路法 (昭和27年法律第180号) 第20条第1項の規定に基づき道路 〇告 5 道路法 (昭和27年法律第180号) 第20条第1項の規定に基づき道路 右 と臨港道路との兼用工作物の管理方法についての協議が成立したの 示 $(27 \sim 31)$ と臨港道路との兼用工作物の管理方法についての協議が成立したの で、同条第6項の規定により次のとおり協議の内容を告示する。 で、同条第6項の規定により次のとおり告示する。 なお、その関係図書は、高知県土木部道路課及び高知県高知土木事 なお、その関係図書は、高知県土木部道路課及び高知県高知土木事 務所に備え置いて一般の縦覧に供する。 務所において縦覧に供する。 高知市五台山字五郎右衛門汐田624番1から仁井田字永野3893番1 高知市五台山字五郎右衛門汐田624番1から同市仁井田字永野3893 $(38 \cdot 39)$ まで 番1まで 左 平成19年4月1日から道路及び臨港道路の存続する日まで 平成19年4月1日から道路及び臨港道路の存続する期間 (13)別記別紙第2の1(1)中「常用漢字表(昭和56年10月内閣告示第2 平22・12・28 号外49 (1) 左 別記別紙第2の1(1)中「常用漢字表(昭和56年10月内閣告示第1 号)」を「常用漢字表(平成22年11月内閣告示第2号)」に改める。 $(4 \sim 6)$ | 号) | を「常用漢字表(平成22年11月内閣告示第2号)」に改める。 左 〇公 5 代表取締役 佐田 末喜 代表取締役 佐田 美喜 平23・3・31 号外14 $(43 \cdot 44)$ 告 ○一般競争入札(交通事故情報管理システムの借入れ)の公告 ○一般競争入札(交通事故情報管理システム)の公告 平23 · 4 · 26 | 9334 〇目 1 左 $(33 \cdot 34)$